第3257号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2007年)平成19年 4月 23日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♤ 役員給与の期中増減

**Q**：役員給与は、どんな場合でも期中に増減することは認められないのですか？また、期首に遡って給与を改定することはできないのですか？

**A**：期中の増減は、原則として認められません。

【解説】

役員給与は、①期中の支給額が同額であるもの、②定時株主総会による改定又は経営悪化に伴う改定がされた場合でその前後の報酬が同額であるもの、③継続的に供与される経済的利益で定額のものだけが損金に算入でき、それ以外の報酬は損金に算入できないこととされており、この要件を満たさない給与は、原則として、損金の額に算入されないこととされています。

そして、この場合の経営悪化に伴う改定は、法人の経営状態が著しく悪化したことその他これに類する理由による改定は認められるとしていますが、一時的な資金繰りの都合や業績目標に達しなかったことなどは該当しないとしています。

また、期首に遡っての改定は、以前は通達で認められていましたが、今回の改正で廃止されましたので、定時株主総会において役員に対して支給する定期給与の増額改定を決議し、期首に遡及して増額し、一括支給する場合には損金算入が認められなくなっていますので注意してください。